

高齢者ふれあい元気事業について(概要)

元気な高齢者と地域の方々との交流を深めていただくことを目的に、令和6年度の「高齢者ふれあい元気事業」の実施をお願いいたします。

ふれあい元気事業の目的

高齢者を敬愛し、地域との交流を促進していただくため、地域ごとに実施するふれあい元気事業をとおして、高齢者の健康維持及び福祉の増進に寄与するものです。

実施主体

原則、連合町会等でふれあい元気事業の実施をお願いしております。

事業の内容

地域が主催する催し物に、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加し、高齢者(およそ 65 歳以上の方)が、地域の方々とふれあいながら交流を深め、楽しい一時を過ごしていただく事業となります。

- * 宴会に類する新年会、忘年会等及び事業実施日後の反省会等は対象事業になりません。
- * 記念品(商品券等)のみを配布する事業は補助対象とはなりません。
- * 事業の費用に対する補助金です。高齢者の方はもちろん、事業に参加するすべての方が対象となります。
- * 補助対象経費は、事業実施にかかる会議費、事務費、食糧費、会場等の借上げ費、アトラクション等の費用が対象となります。
- * 市から補助及び助成のある事業は対象になりません。
- * 補助金の交付申請につきましては、年1回となります。複数の事業を実施予定の際は、一括での申請をお願いいたします。
- * 事業実施の際は、基本的感染防止対策にご留意ください。

事業期間

4月1日～翌年3月31日

補助限度額

実施主体となる組織に補助金を交付します。

1町会の世帯数に応じた基本額と世帯割額の合計金額が補助限度額です。

世帯区分	金額
50世帯以下	1万円
51～500世帯	2万円
501～1000世帯	3万円
1001世帯以上	4万円

+ 世帯割額(世帯数×200円)

* 本市にお届出のある世帯数となります(昨年9月末)。

高齢者ふれあい元気事業実施内容(参考)

ふれあい演芸会・ふれあい交流の会

- ・地域住民による踊りと歌謡ショー、また小中学生金管バンドの地元デビュー演奏等による親睦で高齢者を励まし、敬老精神の高揚を図る。
- ・地域の方々が子どもから高齢者まで集いゲームをしたり、音楽を聞いたり、踊りを見たり、語り合い交流を深める。
- ・落語家を招いて、講演を行い、落語を通じておおいに笑い、健康維持につなげる。
- ・高齢者や家族の方に参加を呼びかけ、楽しいイベントや出店・バザー等の催し物を実施し、交流を深める。

ふれあいグランドゴルフ大会・パークゴルフ大会

- ・高齢者と子どもたちが一緒にプレーすることで、地域でのふれあい元気事業に資する。

ふれあいふるさとまつり

- ・会場に高齢者席を設け、お祭りの参加と町会役員や参加者と楽しみ交流を深める。

ふれあい将棋大会

- ・専門棋士を招いてレベルアップを図るとともに、子どもとの交流・親睦を図る。